

# 体罰の論理性と生徒指導に関する考察

川野 哲也

## A Study on Logicality of Corporal Punishment and Student Guidance

KAWANO, Tetsuya

### 1. はじめに

体罰とは、学校教育法第11条で禁止される人権侵害である。1970年代から80年代にかけて全国的に教師に対する生徒の校内暴力が起り、またそれに対抗する形で教師による体罰が起こった。いくつかは傷害事件となり、水戸五中事件、岐陽高校事件など裁判になることもあった<sup>1)</sup>。その後1990年代以降、体罰は行われなくなったとされるが、なお学校教育や運動部活動において過度な厳しい指導が行われることもある。

2000年9月に埼玉県の中二生男子生徒が、学校でお菓子を食べたことを指導され、その後、自殺するという事件が起こった。その保護者が「指導死」と呼び、親の会を立ち上げ真相究明と抑止に向け取り組んでいる<sup>2)</sup>。明らかなる体罰ではないことから、因果関係の検証や指導の妥当性の検証は難しい。2002年には、熊本県の小学2年生の悪ふざけに対して教師が「もう、すんなよ」と壁に押し付けるという事件が起こった。男児はその後、夜中に泣き叫ぶようになり、食欲も低下したという。この事件は後に裁判で争われ、最高裁においてその指導は体罰には該当しないという判決が出ている<sup>3)</sup>。

文部科学省は、2007年2月に「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」通知によって懲戒と体罰についての考え方をまとめている<sup>4)</sup>。基本的には学校教育法第11条により体罰は認められないとするが、その一方で「児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく」、「懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」とされている。体罰であるか懲戒であるかの区別には難しい面がある。

2012年12月の大阪市立桜宮高校における事件は記憶に新しい。バスケットボール部の主将を務めた生徒が、顧問の教員から厳しい叱責や体罰を受け続け、自殺した事件である<sup>5)</sup>。その後、テレビや新聞で連日のように報道され、橋下市長が入試の中止を求める等、大きな社会問題とされた。桜宮高校の事件の後、文部科学省は2013年3月に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」の通知を行い、懲戒と体罰の区別についての参考事例を示した<sup>6)</sup>。さらに「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、2013年5月に調査研究報告書をまとめた。そこには「運動部活動での指導のガイドライン」が含められた<sup>7)</sup>。

本論では、悲劇的事件そのものではなく、悲劇的事件を引き起こす要因や仕組みに目を向けた

い。なぜ、体罰が無くならないのか。ジャーナリストの藤井誠二は、悲劇的な事件を取り上げ、関係者に取材を試みながら、体罰をめぐる関係を明らかにしていく<sup>8)</sup>。愛の鞭という考え方が体罰を美化してしまっていること、スポーツにおいては理不尽なことでも服従するという考え方があること、世論や多くの保護者が体罰を支えているということ等を指摘する。子どもたちは体罰や指導によって深く傷ついてしまうが、教師たちは子どもの心の傷や苦痛に対してあまりにも鈍感で無関心であり、体罰教師の自己変革は極めて難しいと藤井は指摘する。

なぜ、体罰が無くならないのか。今津孝次郎は、体罰のとらえ方や体罰の仕組みについて議論している<sup>9)</sup>。今津によれば、体罰賛成論には、表面上の学校秩序を回復し、学校組織の管理を優先し、大人から子どもに向けた権力関係を行使するという考え方がある。そこには大人が子どもを思うがままに操作しようとする支配欲、さらに大人自身の自己愛がある。その体罰は、「しつけ」や「愛の鞭」という考え方によって正当化されるという。

当然ながら教員は、法律や制度の範囲内において職責を果たすべきであり、それを越えてしまえば処分の対象となる。その一方で学校現場には、そのような規則やガイドラインだけで論じつくせるものではない、現場特有の状況というものがある。問題行動への対応の中で有形力を行使してしまうこともあるだろう。筆者にはわずかばかりの現職経験があるが、真剣に子どもとかかわればかかわるほど、時として叱責を強化してしまうこともあった。子どもの心の傷に無関心であるとか、子どもを支配しようとしているといった分析は、体罰事件のその場面については正しい分析であったとしても、教師の意識全般についての正しい分析とは思えない。学校現場の視点から書かれた文章を見れば、そこには真面目に取り組めば取り組むほどに体罰に至ってしまう心境、あるいは一定の論理性が示されている。体罰そのものは間違いであるとしても、それを生み出す論理性の中には、いわば真つ当な教育的考え方が含まれているように思われる。あるいは、真つ当な部分が含まれているからこそ、あらゆる制度的な努力にもかかわらず、体罰が無くならないと言えるのではないか。

以上のことから本論では、体罰をめぐる教師たちの文章を取り上げながら、体罰の理由や背景を含むその論理性について明らかにし、さらには体罰に至らない現実的な生徒指導のあり方について考察したい。なお本論では中学校と高校に限定して議論する。

## 2. スポーツに見られる体罰

坂上康博は、スポーツにおいて体罰やしごきが行われるようになった背景について議論する<sup>10)</sup>。坂上によれば、それは勝利至上主義と軍隊である。さらに日本には上下関係を重んじる習慣、非科学的トレーニング、集団主義的性格などがあり、そこに根性主義が加わる。1950年代頃から運動部活動において体罰やしごきが広まったという。

部活動で体罰やしごきを受けた者がその後、自らの体験を公に語ることは稀である。プロ野球選手が自らの少年時代を回顧する際に、その体罰体験を語ることがある。元プロ野球選手の桑田真澄は、小学生の頃からスポーツ指導者や先輩から殴られてきたという。桑田は、その経験を通して「暴力を見るのも嫌、されるのも嫌、するのも嫌だ」という気持ち」を強く持つようになったという。殴られたり、恐怖心に耐えたりするだけではスポーツは上達しないこと、絶対に仕返し

されない上下関係の中で暴力をふるうのは卑怯なことだと桑田は考える<sup>11)</sup>。

その一方で、多くの選手が体罰を受けたことを肯定的にとらえている。元プロ野球選手の清原和博は、小学4年生のリトルリーグの際、「練習に身が入っていないと、ビンタやケツバットが容赦なく飛んだ」が、その監督については「あの時代に根っこをしっかりと育ててくれたから、枝や葉を大きく伸ばすことができた」と回顧する<sup>12)</sup>。元プロ野球選手の新井貴浩は、高校3年間の「毎日のように殴られていた」という厳しい指導を回顧しながら、「理不尽とも言える厳しい練習を課せられたことで、自然と肉体的に大きくなっていく体力もついていくのが実感できたし、精神的には我慢する力、忍耐力が身についた」と述べる<sup>13)</sup>。

元プロ野球選手の工藤公康は、貧しく厳しい生活環境の中、絶対的で暴君のような父親のもとで育ったが、その過酷な環境の中で生活することで自分は強くなれたという。高校においても、どんなに厳しくても逃げる事が出来ない環境で野球をしたという。「殴られたり蹴られたりした時、『悔しい、お前ら今に見ておけよ』と思った反骨心が、あるいは私を大きくし、力を与えてくれたのかもしれない」と述べる<sup>14)</sup>。

強くなるために体罰が必要であったということ、理不尽なことに耐える力は大切だということ、それらを事後的回想的に感じるのはいとしても、その観点から教育を行うのはとても危険である。全ての暴力さえも容認してしまうからである。

体罰を明確に主張したのが、戸塚ヨットスクールの戸塚宏である<sup>15)</sup>。戸塚ヨットスクールは子どもたちにヨットを教えるための場であったが、不登校の子を引き受け、その子の立ち直りが口コミで広がるやいなや、非行少年や情緒障害の子を引き受けるようになり注目を集めた。1982年に生徒の数人が命を落とすという事件が起こり、戸塚やコーチは逮捕され、裁判では有罪判決が出た。マスコミや評論家は体罰を問題視したが、戸塚は体罰によって死んだ事実はないと主張し続けている。

戸塚の議論を整理してみたい。戸塚には「人間の進歩は、不快を取り去ろうと行動を起こすことによってはじめてもたらされる」という人間観がある。ヨットスクールでは、空腹や溺れ死ぬかもしれないという恐怖を感じさせることを重視する。すると子どもたちは自分の能力の無さ(恥)を感じたり、あるいは「なにくそ」という怒りの感情を発生させていくという。人間は不快感を取り除こうとして行動するからである。

ところが現代の家庭や学校の教育では、子どもに不快感を与えずに褒めてばかりいる。木登りや川遊び、さらには競争まで禁止してしまった。褒めて伸ばそうとするため、子どもは現状で満足してしまう。不快感を得ないから行動意欲も能力も低下する。さらに、子どもが要求するもの全てを親が与えてしまうので、子どもの方が上だと思ってしまう。親が体罰を与えずに子どもを尊重してしまえば、子どもにとって親は「弱い存在」「自分を守ってくれない存在」ということになってしまう。子どもは自信を持つどころか、いっそう不安になるだろう。大人が絶対的に強いということ(上下関係)は重要だと戸塚は考える。

戸塚は体罰を「相手の進歩を目的とした有形力の行使、力の行使」と定義する。自分がイライラしたからといって殴るのは虐待や暴力であって、体罰ではない。体罰はその行使が難しく、「使い方や量を誤ると暴力になり得る」と戸塚はいう。戸塚ヨットスクールで体罰が行われたのは、

その訓練の際に進んで行動せずにそこから逃げ出そうとするから、あるいは指示に従おうとしないからである。その際に体罰を加えてきたという。体罰によって子どもの意識を変えることは重要ではなく、あくまでその指導に従うことだけでよい。ちなみに事件以降、戸塚ヨットスクールでは体罰は行われていない。

いくつかの議論から体罰を生み出す論理性を見出すことが出来る。スポーツ指導者の厳しい指導は、基本的には勝利を目指すという意味では「善意」であろう。また戸塚の場合には子どもの成長や進歩を目標としており、やはり「善意」である。しかしながらそのための練習や訓練は、忍耐力や精神力が必要なほど苛酷であったり、子どもが恐怖心を感じたり、不快感を得るようなものである。それゆえ子どもの中には、逃げだそうとしたり、抵抗しようとしたりすることもある。それは指導者からすれば心の弱さに見える。まさにそれを阻止し、ひたすら努力させるための手段が体罰である。指導者たちの姿からは、嫌なことや不快を感じれば人は前に進むであろうという考え方を読み取ることが出来る。

### 3. 学校教育における体罰の議論

体罰をめぐる教師たちの意識に目を向けたい。彼らはなぜ体罰に至るのか。

中学校教師の赤田圭亮は、1980年代当時の中学校の様子を回想する<sup>16)</sup>。全国の中学校で校内暴力が起こったのは、1970年代半ばからである。水道にホースをつなげて教室に水を撒く、壁を蹴飛ばす、物を投げて窓ガラスを割る、等が日常的であった。授業中にラジカセを大音量で流す、校舎を自転車で乗り回す、食べ物を食い散らかす、さらには花火を使う、器物損壊、シンナー吸引、恐喝、いじめ、パシリ、生徒同士の乱闘や対教師暴力も珍しくはない。赤田が新任の際には、中学生が赤田を呼び出し、「生意気だ」等とやりとりすることもあった。赤田はしだいに「あるべき子ども」「あるべき学校」に固執するのではなく、目の前の生徒の現実から始めようと思うようになる。

全国的に巻き起こった校内暴力に対抗し、落ち着いた学校を取り戻そうとする中で、教師による体罰が行われてきた。当時の状況について、中学校教師の麻生信子の『私たちはなぜ子どもを殴っていたか』から取り上げてみたい<sup>17)</sup>。

麻生が赴任したその中学校は、他の中学校が校内暴力で荒れていたのに比べて驚くほど平穏であった。しかしそれは生徒たちが従順だったのではなく、体罰によって抑えつけられてきた結果の姿であった。10月のある日、それまで教師に殴られ続けてきた非行グループの生徒が叫び声をあげて教師に向かってきた。それをきっかけに、教師に対する暴力、喫煙、授業妨害などが一気に起こり、校内は荒れてしまったという。当時は体罰によって対応する教師もいた。生徒が鉛を食べたことを理由に目が腫れるほどに殴ったり、卓球部の生徒に「球の渡し方が悪い」という理由で殴ったり蹴ったりした。それが新聞で報道され、保護者による体罰否定運動が起こったという。

本書で重要なことは、体罰をしていた教師の文章である。ある教師は「つねに生徒集団・教師集団の評価を気にするようになっていった。集団の秩序を守り、規律を守るという学校の閉鎖性

のなかで、自分のクラスから集団の秩序・規律を乱すような言動をしたり、問題行動をひきおこしたりする生徒をださないことを第一に考えていた」という。別の教師は、おれがこんなに一生懸命にやっているのになんで分かってくれないんだと思ひながら叩いたという。またさらに別の教師は、集会などの際に1人を叩いて全体がしーんとなるさまを挙げ、体罰は即効性があるという。なんとなく気持ちがいいということから、その教師は体罰を「麻薬みたいだ」と表現した。たたかれるのに慣れてしまった生徒の場合、いくら体罰をしても変わることがないとも付け加えた。

麻生は、教師たちが善意と熱意によって体罰を用いていることを認める。子どもたちの状況も問題であった。しかしながら多くの生徒は、体罰によって正しいことを学ぶのではなく、正しいことを教えるためには叩いてもよいということを手で学んでしまう。それは力の論理である。ほんとうに子どもの考えを変えるのではなく、脅しているだけだと麻生は考える。

当時、中学校が校内暴力で荒れた場合には、教育委員会から力のありそうな教師を送り込み、なんとか沈静化しようとしていた。こうした状況の中、ある中学教師は、叩いても何も変わらないという思いから、自分だけは体罰をしないと宣言してしまう。その後、周囲の体罰教師たちと対立していたという<sup>18)</sup>。

校内暴力が沈静化してくると、しだいに学校側による体罰が問題視された。当時のマスコミは学校問題を積極的に取り上げ、問題視した。例えば1987年の読売新聞の社説には「子どもの人権と学校のあり方」<sup>19)</sup>が掲載され、「成熟社会に入って、大人たちの生活スタイルと、その根底にある価値観は多様なものになっている。選択の自由もある。だが、その変化についていけない学校は、相変わらず子どもたちに、一定の枠の中にいることを求めているように見える。いらだちを覚える子や親が増えるのも当然だ。もっと伸びやかな場にする努力が望まれる。」と記されていた。

新聞やテレビが学校批判を繰り返していたが、学校教員の多くは沈黙していた。それに対して明確に議論を展開したのが「プロ教師の会」の教師たちである。彼らは1989年の別冊宝島『ザ・中学教師』以降、マスコミによる学校批判に対して現状を説明しながら反論した。彼らも体罰そのものには反対ではあるが、体罰をせざるをえなかった背景、学校教育の置かれた状況について語ろうとする。ここでは諏訪哲二の議論を取り上げたい。

諏訪は、80年代の校内暴力について議論する<sup>20)</sup>。校内暴力が問題であるのは、たんに生徒が教師の指示に従わないということではない。生徒が教師の指示そのものを拒否してしまうことにある。「オメエは何でそんなことをいう資格があるんだよ」と言えば、教師の権威は失われ、学校そのものが崩れることになる。以前に比べて生徒たちは教師の権威性を認めなくなってきた。本来、学校という場所は、様々な押しつけの場所である。自由に飲食をしたり、好きな音楽を聞いたり、遊んだりするような権利は学校の中では奪われている。学校の時間区分も、生活の仕方も、教えられる内容も決められている。学校とは、生活や学習において強制的な要素(暴力性)を本質としている。生徒が教師の指導を受け入れている場合には暴力性は表面化しないが、指導を受け入れようとしない場合には、いわば「戦争状態」となってしまう。生徒が自分たちよりも教師の方がえらいと認定しなくなった時、教師と生徒の間の暴力的関係性が露わになる。生徒か

ら暴力が発動されれば校内暴力であり、教師からの暴力が発動されれば体罰である。

校内暴力が多発すれば、話し合いや説得は難しい。80年代には、親や警察などの外部の力を借りることもあったが、体育会系の腕力のある教師たちを採用して沈静化させた。その後も、中学校や高校で「安定している」学校には、暴力的威圧的に生徒たちのエゴを抑えつけている「ちから」が働いているはずだと諏訪は指摘する。

諏訪はインタビューの中で、体罰に至るプロセスについて説明している<sup>21)</sup>。制服の規定(スカートの丈等)を注意し、生徒が「はい」と言えば秩序は成り立つ。しかし「なによお。どうだっていいじゃない」と反発すれば問題となる。生徒が街に遊びに行くような感覚を学校に持ち込んでしまえば授業は成立しない。制服や髪形などの規則は、生徒が日常を学校に持ち込まないようにするための条件である。そうした背景の中で個々の教師は生徒に向き合う。この中で汚い言葉のやりとりが続き、感情的になって体罰に至ると考えられる。その際重要なことは、教師は感情的にかかわっているということである。自分は正しいことをしているんだという思い上がりを持ち、「お前のとった態度は絶対許せない行為である」ということを示す中で、「狂乱したという信号」を伝える。それが体罰となる。諏訪はまたそのような思い上がりは必要でもあるという。

その後、しだいに体罰禁止の傾向が強化され、90年代に入るところには教師は体罰をしなくなってきた。プロ教師の会の河上亮一は、次のように述べる。

「こうして、各地で体罰による教師の処分が出されることになる。体罰に至る経緯、つまり生徒がどんなにひどい状態だったのか、なぜ教師がそこで手を出したのか、というような点は一切問題にされなかった。何であれ『暴力をふるったことが悪い』の一点ばりであった。(中略)さらに、生徒たちは自分のことは棚に上げて教師の体罰に抗議をしたり、親に言いつけたりするようになったから、教師はまったく孤立してしまった。(中略) こうして、一生懸命生徒に取り組む教師が処分され、教師たちは全体として後退し始めた。注意はするが、生徒が言うことを聞かなければ、そのまま放っておくしかなくなったのである。」<sup>22)</sup>

先に取り上げた赤田圭亮は次のように述べる<sup>23)</sup>。

「体罰は人権侵害であり、いかなる体罰も許さないとする市民運動や人権活動家の人々の力によってか、学校の中での極端な暴力の横行はなくなりましたが、それによって教員と生徒、教員と親の関係が必ずしも好転したわけではありません。それどころか、子どもの傍若無人な振るまいや言動はエスカレートし、『個性』と言い換えられた『わがまま』の素のまま学校に持ち込んでくるような状況が常態化しています。」

体罰の教師が処分され、学校現場から体罰が一掃されていく中で、中学校教師である金子毅は、体罰を含む指導のあり方について議論する<sup>24)</sup>。現在の中学生たちは以前とはずいぶん変わってしまった。教師を対等な立場だと思ふようになり、教師が注意しても、それをたんなるイチャモンとして受け止め、不満顔をしたり、抵抗したりする。「うるせえな」「うぜえから消えろ」等の発言をすることもある。さらに授業をボイコットしたり、騒ぐ等の妨害をすることもある。こうした現状にあっては、説得力という意味での「強さ」を持ち、毅然とした態度で指導することが必要である。しかし多くの教師は、生徒とぶつかったり、闘ったりすることになれていない。その結果、生徒たちの自分勝手な自尊心を増幅させてしまう。これでは学校は成り立たない。

金子は、指導の状況によっては体罰も必要だと考える。特に「生徒が身勝手な行動をとり、しかも、何も恐れず自尊心を誇示している時」である。教師が注意しても開き直り抵抗してきた場合には、教師はそれを許すべきではない。生徒の中には自分の主張を強気で出せばどうにでもなっている者もいる。それは阻止すべきであり、その際に体罰が有効である。「ぶつかる」というのは、使命感を持って生徒の主張を阻止することである。その際、怒りの感情で生徒を叱責することは悪いことではないと金子は考える。本来、教師は喜びや怒りなどの感情表現を伴って生徒と接するからである。

金子は体罰について「一昔前なら日常茶飯事であったが、最近は教師たちの意識が変わってきて、かつてほどは見られなくなってきた」と述べる。金子は校長や教育委員会の姿勢を問題視する。金子の考えでは、授業を妨害したり、教師に反抗したりするという問題行動を放置できないがゆえにその指導の過程で平手打ち等、手を上げることがある。周囲の生徒たちもその経緯は理解しており、当該生徒ともその後うまくフォローして良好な関係を築くという自信があった。しかし校長は教師が生徒を叩いたという事実だけを取り上げて保護者に謝罪し、二度と体罰をしないように指導してきたのである。マニュアル的な対応では、教育の本質から外れてしまうのではないか、また指導の経緯について事情説明をせずに形式的な対応として謝罪することは、教師として最も無責任な対応ではないか、というのが金子の問題意識であった。

近年の状況については吉田順が指摘している<sup>25)</sup>。吉田が取り上げるのは、中学生からツバをかけられ、罵倒され、嘲笑され続けて人間としての尊厳を失っている女性教員の例、教師が少しでも強気の態度に出れば、暴力だと騒ぎ立てる生徒の例、授業中でも出入り自由で教師が注意すれば暴言や暴力で答えようとする例である。教師たちは体罰の必要性すら感じているという。それらは明らかに教育としての限界を超えている。何らかの強制力を学校側に認めるべきだと吉田は述べる。

以上の議論から、学校教育の体罰の論理性を2つに整理することができる。

第一は、秩序や権威の回復という観点である。体罰が正当な方法ではないということは多くの教師が知るところである。しかしながら現実には規則違反や授業妨害等の問題が起こる。一部の生徒は教師の指示に従わないのみならず、教師の指示そのものを否定しようとする。教師はその非常事態をなんとかしようとする取り組み、目標と現実の狭間で体罰に至る。学校という場所は、教師の指示に生徒が従うという前提で全てが行われており、それを否定してしまえば授業その他の学校生活全てが成立しなくなる。こうした方向性そのものが間違っているとは考えられない。

第二は、感情的メッセージの付与という観点である。体罰は、違反や逸脱に対して客観的な観点から一定の罰を与えるのではなく、感情的な反応を与えることである。生徒の問題行動を前にして、「許さない」という怒りの感情を表現しているのであり、いわば狂乱して見せているのである。厳密には罰を与えているのではなく、訴えているのである。教師たちの姿からは、怒りのメッセージを受け取れば人は深く反省するであろうという考え方を読み取ることが出来る。本来、教師と生徒とのかかわりは感情的なものである。嬉しい、悲しい、驚いた、悩む、喜ぶ等の様々な感情を表現し、生徒と共有していく。感情を伝えるという方法そのものが間違っていると

は考えられない。

#### 4. 生徒指導のあり方 叱り方

われわれは体罰から離ればよいというのみならず、生徒の実態に即した、現実的で効果的な生徒指導を目指すべきである。以下、中等教育の学校現場において高く評価されている家本芳郎、堀裕嗣、鈴木敏則、吉田順らの議論を取り上げて考察したい。

まずは家本芳郎の議論である<sup>26)</sup>。遅刻した子どもを叱ったら「1～2分くらいいいじゃないか」といい、茶髪を叱ると「勉強にはカンケイねえだろ」という。それら問題に対して、これまでの学校が注意や体罰等の管理的手段によって対応してきた。家本は、そうした管理的手段ではなく、説得、共感、受容、指示などの方法を挙げる。問題がある場合には叱ることも必要である。その際、教師は怒りの感情を表現すべきだと家本はいう。「人間的感情をとまなわない指導は、生徒にとって非人間的な管理的な指導にうつる」。怒りっぱなしではいけない。反省させて立ち上がらせることが重要である。カッとなくなってしまうのではなく、この生徒の悪の部分に懲らしめて生徒を善の方向に導くという観点が重要だと家本は考える。

また、命令的威嚇的な指示がゆえに、子どもの感情的反発をまねいてしまうと家本は指摘する。教師は、授業その他の場面で指示を出すことがあるが、その指示は、子どもたちの支持と承認を得ていなければならない。ベルが鳴ったら席につく、私語をしないとといった当たり前のことであっても、教師の意図を子どもたちに伝えて合意を得ておく必要がある。というのも、指示に従わない子に声をかけ、指示に従うように促すのは、教師ではなく、大多数の子どもだからである。子どもたちが積極的に教師の指示を受け入れようとした時に、教師の指示が貫ける。

次に中学校教師・堀裕嗣の議論である<sup>27)</sup>。生徒の中には指導に従わない者もいる。例えば喫煙現場を抑えたのに、煙草を捨ててやってないと言い張るとい場面である。堀が強調するのは、複数教員で対応するということである。一人の場合、怒鳴ったり、カッとなくなったりしてしまう。無用な挑発をしてしまい、問題が大きくなってしまうこともある。一人の教師に出来ることは限られているからである。問題行動をその学級担任の責任にしてしまうべきではなく、また、トラブルは起こって当然だという心得が必要である。

堀は、感情的になって厳しく叱責したり、怒鳴ったりする方法を出来るだけ避けるべきだと考える。怒鳴ることが続いてしまうと生徒がそれに慣れてしまい、効果がなくなってしまう。(ふだん微笑む教師がここぞという場面で怒鳴るから生徒に響く) 厳しく叱責するよりも、落ち着いた口調で事情を確認したり、全体像を把握し、保護者と情報を共有したりすることの方が、かえって効果的だと堀は述べる。

高校教師の鈴義敏則の議論である<sup>28)</sup>。高校においても喫煙、茶髪、服装違反、遅刻などの問題行動が目立つ学校もある。多くの学校では教師の間で基準を一致させ、違反に応じ罰を科する。その指導は例えば「ピアスをはずさないのならば修学旅行に行かせない」等、排除や暴力に向かう。服装検査を行えば生徒が欠席する。違反を見つけて注意をすれば「うるせえんだよ」と反発する。鈴木によればこのような画一的な対応は、教師が生徒を否定し、生徒もまた教師を否定することになり、うまくいかない。教師からみれば、生徒が指導を拒否しているようにとらえるが、



実のところ「生徒たちは困惑している」という。実際に生徒の心の中には、過ちをおかしてはいけない、やってはいけないと悔やむ部分もある。しかし教師が生徒を厳しく責めてしまえば、反省する気持ちの方を捨てて、反発してしまう。

教師たちは、厳しく指導すれば生徒の心にしみるはずだと思い込んでいるが、実際にはそうならない。なぜならばそのような生徒たちは、大人を信用していないからである。生徒が変わることが出来るのは、大人たちから愛されていると感じた時だと鈴木は指摘する。厳しく叱責するよりもむしろ、大人が生徒の言動を悲しんだり、生徒の将来を心配して励ましたりすることが重要である。生徒の心境を理解しよう、共感しようという態度で接し、良くなるはずだと期待してその変化を待つ姿勢が重要だという。どんな高校生活にしたいか、生徒たちの話し合いの場を作り、一人ひとりの意見を聞くような時間のかかる指導が、最終的にはうまくいったと鈴木は述べる。

吉田順は、中学校教師を退職後、生徒指導コンサルタントとして全国の荒れる学校にかかわり、荒れに苦しむ中学校と荒れを克服した中学校の共通点を分析している<sup>29)</sup>。吉田は問題行動の内容によって対応を変えるべきだと述べる。例えば、喫煙、授業の抜け出し、暴力などの重大な問題行動は、繰り返し指導しても効果が上がらない。親を呼ぶなどの簡素の手続きだけにとどめておいてよい。激しい問題行動を繰り返す生徒はごく僅かであり、その場合には家族の協力を得ながら長期的に取り組むべきである。対教師暴力や盗み、器物破損行為などの問題は、叱って対処するような問題ではなく、学校全体の対処さらには警察などの法的な力に委ねるべきである。

生徒の自分勝手な要求については、受け入れたり、譲ってしまったりするべきではなく、断固として拒否し、叱らなければならない。生徒の服装や髪形の乱れ、乱暴な振る舞いについても、認めるべきではない。ただしその真意は「認められたい」「ちょっと大人ぶりたい」「目立ちたい」「まじめにやるのはダサイ」という自立に向けたメッセージであることが多い。共感するが認めないという一見矛盾するような指導が必要である。

吉田が指摘するのは、一部の逸脱集団を対象とするよりも、多くの中間的集団を対象とするべきだという点である。ボランティアを呼びかけ、例えばケンカ防衛隊、破損修理隊などと銘打って大々的に、楽しそうに活動する。学校行事などやりがいをを持たせるようにする。席替えなどは話し合っで決めるとよい。このように健全な集団を作ることに指導の重点を置き、中間的集団が一部の逸脱集団を支持しないようにするべきである。一部生徒による服装や髪形の乱れは違反であるが、その違反に徹底して指導するよりは、それによって影響を受けないような健全な中間的集団を作るべきだと吉田は考える。

実践家の文章からは生徒指導について共通した観点を読み取ることが出来る。

第一に、秩序と権威の回復についてはあまり厳格に徹底しなくてよい。一部の問題行動が全体の秩序を乱しているのは確かであるが、その問題行動は手続き的に対応するか、あるいは酷い場合には警察などの力に委ねるべきである。むしろ一切の違反を避けるための徹底した指導は管理や体罰をもたらすであろう。トラブルは教師一人で抱え込まずに（あるいは担任教師の責任にしまわせずに）、組織的に処理する方が効果的である。教師の指導は、他の大多数の生徒に向けられるべきである。というのも、秩序や権威の問題は、一部の生徒が違反したかどうかで決まる

のではなく、大多数の生徒が一部生徒の違反に影響されるかどうかによって決まるからである。

第二に、感情的メッセージについてである。怒りという感情は一つの重要な教育的手段であることは間違いない。しかし直接ぶつけて生徒の心が変わるわけではない。変わらなければさらに怒りを強化し、生徒の側もお反発するという悪循環に陥ってしまう。怒りの感情のみに限定しないよう、多様な感情を使い分けていくことが重要である。生徒が問題行動に至るのは、多くの場合、自立に向けたメッセージであり、違反であることを知った上での迷いながらの行為である。気持ちに共感しつつ、悪しきものは否定し、励ましたり、悲しんだりしながら指導することが必要である。

## 5. おわりに

本論は、体罰をめぐる一定の論理性を明らかにしてきている。

スポーツ指導において、指導者は難しい立場に立たされることがある。生徒の実力以上に高い成果を期待される場合、あるいはプログラムをこなせない程に能力の低い生徒が入ってきた場合である。目標と現実との乖離を前に、なんとかして生徒に努力させようという必要性が生じる。実際には生徒は逃げ出したり反抗したりすることがある。その際に指導者はその弱さに対して罰を与える。そこには「嫌なことや不快を感じれば人は前に進むであろう」という考え方がある。それは誰もが経験的に学んできた常識的な考え方である。この論理性の中においては、許される罰にとどまるか、一線を越えて体罰に至るかは、程度の差ということになる。指導者の意識の上では本質的な区別はない。生徒の努力が足らなければ、指導はエスカレートしてしまうであろう。

学校教育において、教師は難しい立場に立たされることがある。生徒が教師の指示に従わない場合、教師の指示を否定する場合である。目標と現実との乖離を前に、なんとかして生徒を従わせる必要性が生じる。実際には生徒は教師に暴言を吐いたり、規律を守らないまま学校生活を送ったりすることがある。その際に教師はその違反に対して怒りの感情を与える。そこには「怒りのメッセージを受け取れば人は深く反省するであろう」という考え方がある。それは誰もが経験的に学んできた常識的な考え方である。この論理性の中においては、許される懲戒にとどまるか、一線を越えて体罰に至るかは、程度の差ということになる。教師の意識の上では本質的な区別はない。小学校においては、懲戒の範囲内にとどまるであろう。しかし中学生にもなれば、目立ちたい、カッコつけたい、認められたいという自立の気持ちが増大し、言うことをきかなくなる。生徒が引き下がらなければ、指導はエスカレートしてしまうであろう。

なぜ、体罰が無くならないのか。「教師たちの意識が低い」というのは厳密には答えになっていない。また「保護者や社会が体罰を容認しているから」という答え方は、あまりにも社会学的であり、実践的ではない。本論の答は、教師や指導者たちが、目標と現実との乖離をなんとかして埋めようとする、さらにその際に、経験的に学んできた常識的な考え方をういているからだとすることである。その考え方は、誰もが自然に身につけている考え方であり、真つ当な考え方でもある。誠実な人間が、誠実であるがゆえに体罰に至ると言ってもよい。

体罰から離れるためにはどうすればよいか。それは目標と現実の乖離について、妥協すること、諦めることである。ある一定のライン以上は指導しないことが重要なのである。その上で、ライ

ンの内側について視点を変えて指導するとよい。誠実な人間は自らの人間性という教育力を過信し、状況の深刻さを引き受けてしまう。視点を変えずに強度を増していく、その延長線上に体罰があると考えられる。勿論、体罰をしながらでもなお優れた成果を出せるカリスマのような人間は存在するかもしれない。しかしそれを教育制度の模範とするべきではない。「出来ません」「分かりません」といった嘆きは、責任放棄というよりはむしろ、次の新しい指導に向けての一歩となりうるのである。

## 【注及び参考文献】

- 1) 河内祥子「社会の変化による体罰のとらえ方」坂田仰編著『法律・判例で考える生徒指導 いじめ、体罰から出合い系サイト、児童虐待まで』学事出版、2004年、pp.22-36。
- 2) 大貫隆志編著『指導死』高文研、2013年。
- 3) 読売新聞 2009年4月28日「小2の胸元つかみ壁に押しあて 最高裁、体罰と認めず 原告 逆転敗訴」
- 4) 文部科学省「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」通知、2007年2月。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm) (2015.1.31)
- 5) 読売新聞 2013年1月8日、大阪夕刊「体罰翌日 高2自殺 バスケ部顧問から 大阪・桜宮高 市教委認め謝罪」
- 6) 文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」通知、2013年3月。
- 7) 文部科学省「運動部活動での指導のガイドラインについて」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm) (2015.1.31)
- 8) 藤井誠二著『体罰はなぜなくなるのか』幻冬舎新書、2013年。
- 9) 今津孝次郎『学校と暴力』平凡社新書、2014年。
- 10) 坂上康博「部活での暴力はいつから始まったか」三輪定宜ほか編著『先生、殴らないで!』かもがわ出版、2013年、pp.40-64。
- 11) 「スポーツマンとして許せない暴力」三輪定宜ほか編著『先生、殴らないで!』かもがわ出版、2013年、pp.12-37。
- 12) 清原和博著『男道』幻冬舎、2010年。
- 13) 新井貴浩著『阪神の四番 七転八起』PHP新書、2012年、pp.78-82。
- 14) 工藤公康著『探究力。』創英社、2010年。
- 15) 戸塚宏著『教育再生!—これで子供は救われる』ミリオン出版、2003年。戸塚宏著『本能の力』新潮新書、2007年。
- 16) 赤田圭亮著『サバイバル教師術』時事通信社、1998年、pp.33-60。
- 17) 麻生信子著『私たちは、なぜ子どもを殴っていたのか』太朗次郎社、1988年。
- 18) 森口秀志編『教師』晶文社、1999年、pp.157-163。本書は匿名でのインタビュー集である。
- 19) 読売新聞、1987年8月27日、社説「子どもの人権と学校のあり方」
- 20) 諏訪哲二著『「管理教育」のすすめ』洋泉社、1997年(初出1990年)、pp.12-28。

- 21) 諏訪哲二著『＜平等主義＞が学校を殺した』洋泉社、1997年（初出1995年）、pp.45-58
- 22) 河上亮一著『プロ教師の覚悟』洋泉社、1996年（初出1993年）、pp.27-28。
- 23) 赤田圭亮著『サバイバル教師術』時事通信社、1998年、pp.104-105。
- 24) 金子毅著『体罰教師』鳥影社、2002年。
- 25) 吉田順「中学校教師の苦悩と生徒指導」『生徒指導学研究』日本生徒指導学会、第12号、2013年、pp.15-21。
- 26) 家本芳郎著『教師におくる「指導」のいろいろ』高文研、1986年。
- 27) 堀裕嗣著『生徒指導10の原理・100の原則』学事出版、2011年。
- 28) 鈴木敏則著『高校生の叱り方』学陽書房、1995年。
- 29) 吉田順著『荒れには必ずルールがある』学事出版、2013年。